

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画六本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕内は全幅員を示す。

名 称		六本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.4 ヘクタール			
公共施設の 配置及び 規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		地区幹線道路	地区幹線道路 1 号	2m〔12m〕、延長 約 35m	拡幅
			地区幹線道路 2 号	2m〔12m〕、延長 約 65m	拡幅
	地区幹線道路 3 号		6m〔12m〕、延長 約 90m	既設	
その他の 公共施設	歩行者通路	歩行者通路 7 号	4m〔4m〕、延長 約 60m	新設（既存区道の再整備）	
建築物の 整備	建築面積	延べ面積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの限度	備 考
	約 1,400 m <sup>2</sup>	約 35,700 m <sup>2</sup> 〔約 22,300 m <sup>2</sup> 〕	住宅、店舗、駐車場	高層部 130m 低層部 12m	建築物の高さは、T.P.26m からによる
建築敷地の 整備	建築敷地面積	整 備 計 画			
	約 3,100 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に広場 4 号を整備する。</li> <li>敷地内に緑地を整備する。</li> <li>壁面の位置の後退により、歩行者空間を整備する。</li> <li>敷地内に自動車通路（一部地下式）を整備する。</li> </ul>			
住宅建設の目標		戸 数	面 積		備 考
		約 190 戸	約 28,800 m <sup>2</sup>		
参 考		地区計画区域内にあり。			

「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

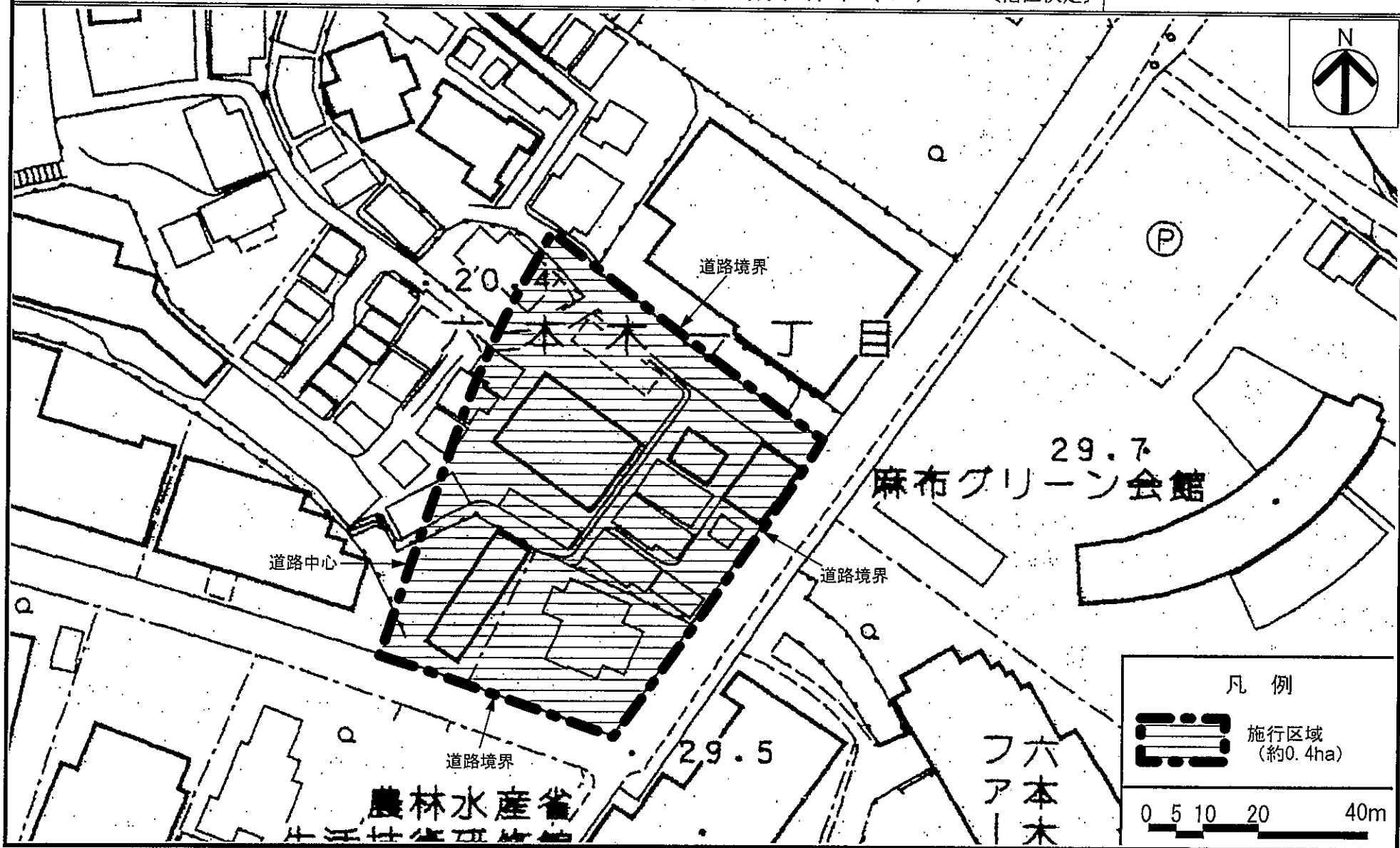
【理由】

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心近接地区としてふさわしい安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する

東京都市計画 第一種市街地再開発事業

六本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業 計画図(1)

〔港区決定〕

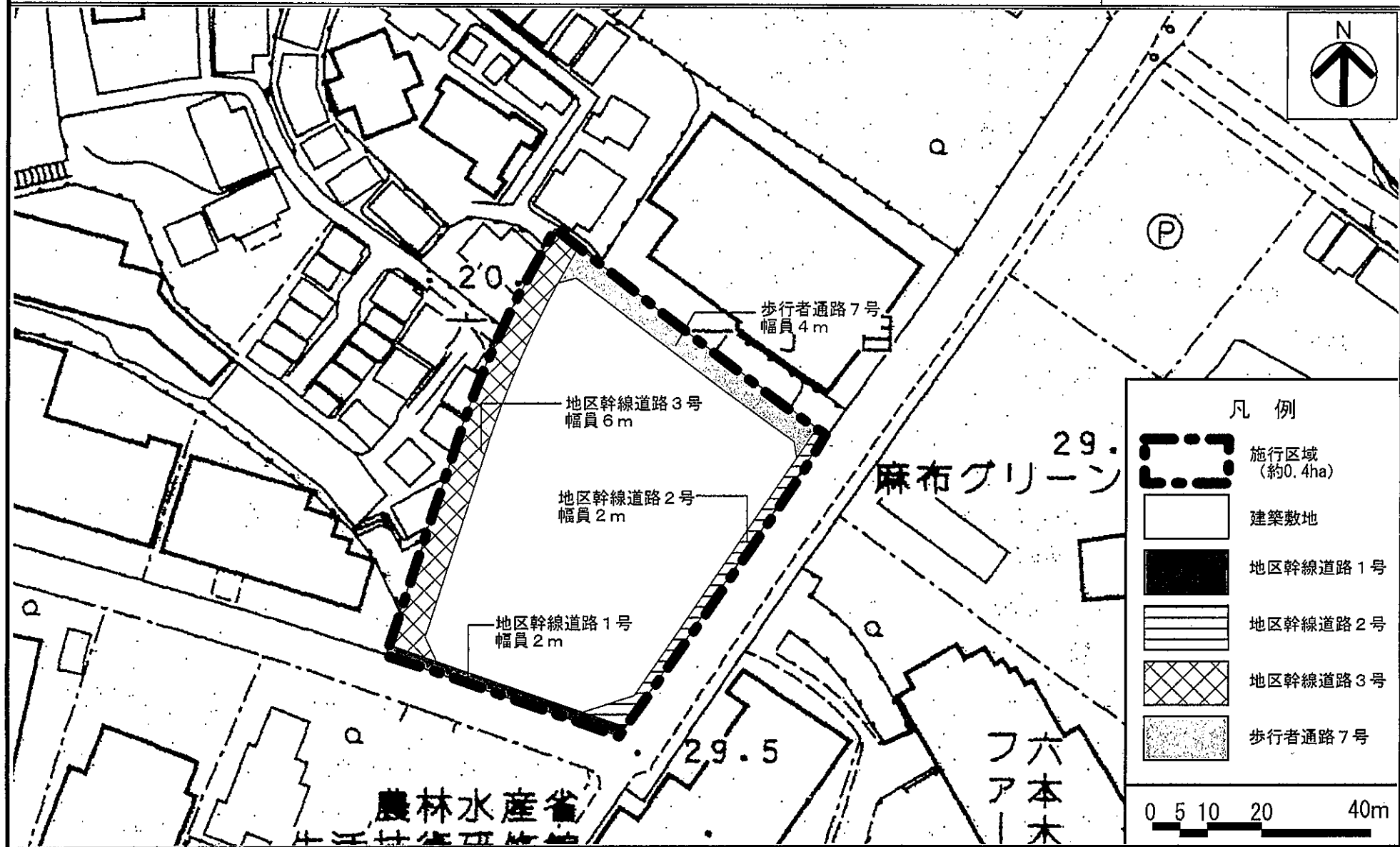


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 17都市基街 第130号、平成17年6月3日、(承認番号) 17都市基交 第91号

東京都市計画 第一種市街地再開発事業

六本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業 計画図(2)

[港区決定]

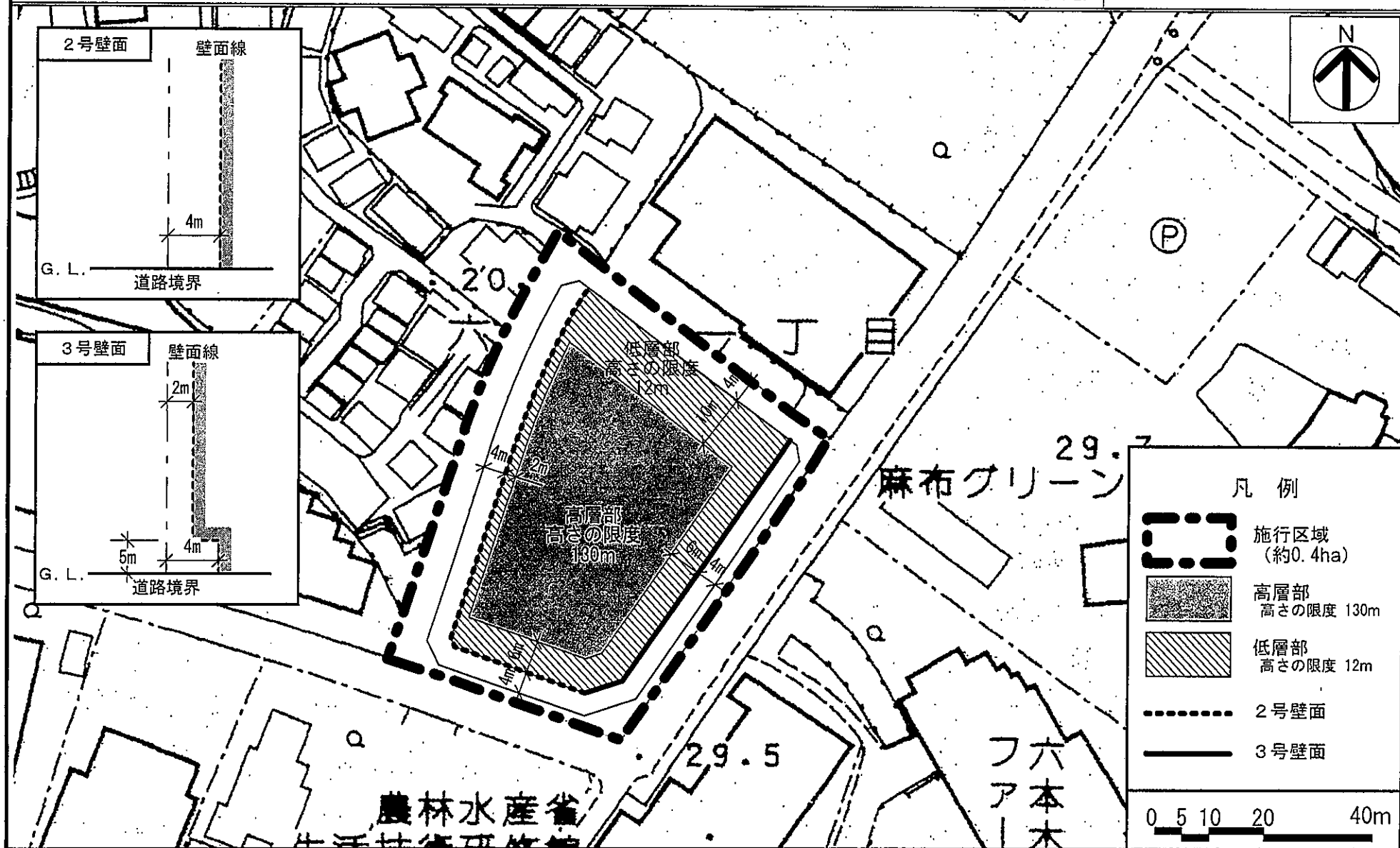


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
 (承認番号) 17都市基街 第130号、平成17年6月3日、(承認番号) 17都市基交 第91号

東京都市計画 第一種市街地再開発事業

六本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業 計画図(3)

〔港区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
 (承認番号) 17都市基街 第130号、平成17年6月3日、(承認番号) 17都市基交 第91号